

**(仮称) 四日市市学校給食センター
整備運営事業**

落札者決定基準

**令和2年4月13日
四日市市**

— 目 次 —

第1章 本書の位置づけ	1
第2章 事業者選定の概要	1
1. 事業者選定方式.....	1
2. 事業者選定方法.....	1
3. 事業者選定の体制.....	1
第3章 審査の手順	2
1. 入札参加資格審査（第一次審査）.....	2
2. 提案内容審査（第二次審査）.....	2
第4章 審査内容	3
1. 入札参加資格審査（第一次審査）.....	3
2. 提案内容審査（第二次審査）.....	3
第5章 落札者の決定	7
1. 落札者の決定方法.....	7
2. 結果及び評価の公表.....	7
3. 落札者を決定しない場合の措置.....	7

第1章 本書の位置づけ

(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業落札者決定基準（以下、「落札者決定基準」という。）は、四日市市（以下、「市」という。）が、(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、入札参加者へ公表する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加者（以下、「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2章 事業者選定の概要

1. 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、入札金額とともに、事業能力、設計・建設能力及び維持管理・運営能力等のその他の条件を総合的に評価し落札者を決定する、総合評価落札方式による一般競争入札をもって行う。

2. 事業者選定方法

事業者の選定は二段階の審査により実施する。第一次審査は入札参加資格審査、第二次審査は提案内容審査（入札価格の適格審査、必須項目審査、加点項目審査、総合評価値の算定）を行う。なお、第一次審査は第二次審査の対象となる入札参加者を選定するためにのみ行うこととし、第一次審査の具体的な内容についてはこれを第二次審査に持ち越さないものとする。

3. 事業者選定の体制

審査にあたっては、市が設置した(仮称) 四日市市学校給食センターPFI 事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、落札者決定基準に関する審議並びに入札参加者より提出された入札書及び提案資料の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

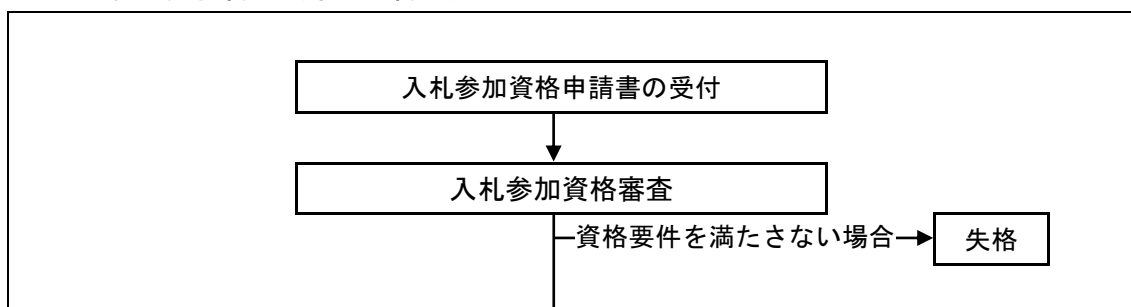
なお、選定委員会は、下表の5名の委員で構成され、選定委員会における審査は非公開とする。

委員長	奥野 信宏	名古屋都市センター センター長
副委員長	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科 教授
委員	上原 正子	愛知みずほ短期大学 客員教授
〃	内田 貴義	四日市市 総務部長
〃	松岡 俊樹	四日市市教育委員会 副教育長

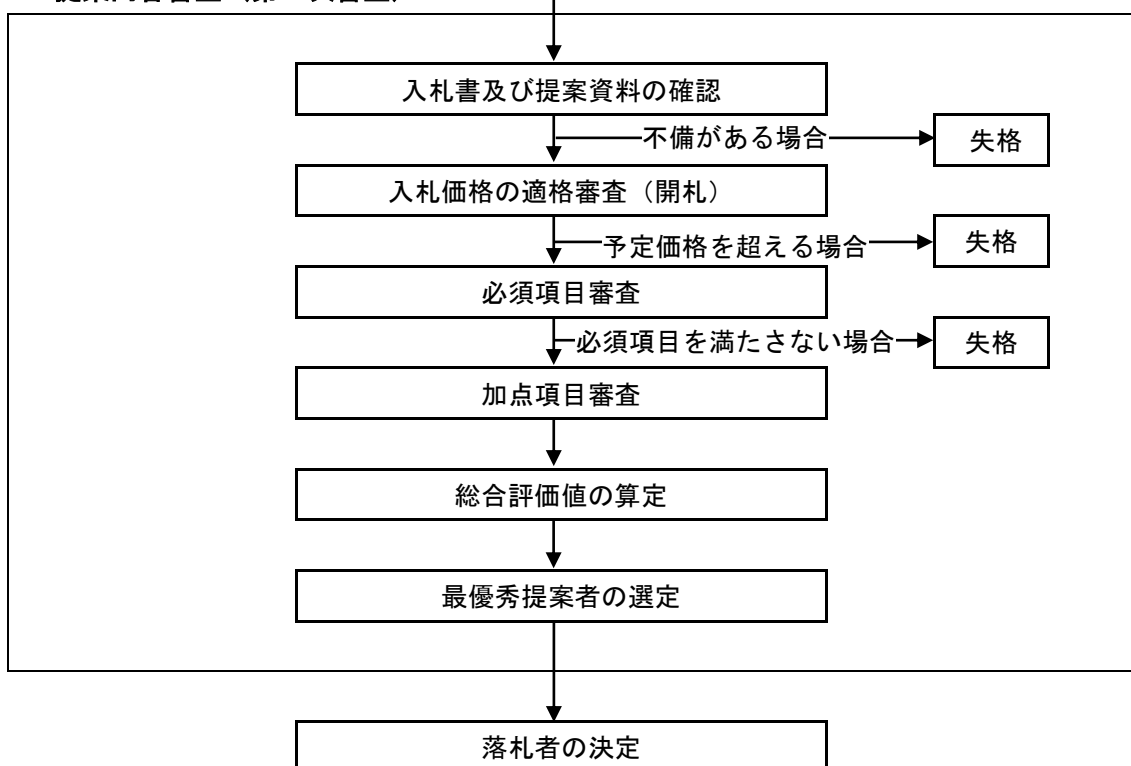
第3章 審査の手順

本事業における審査の手順は以下のとおりとする。

1. 入札参加資格審査（第一次審査）



2. 提案内容審査（第二次審査）



第4章 審査内容

1. 入札参加資格審査（第一次審査）

第一次審査では、入札参加者が備えるべき入札参加資格要件（入札説明書に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（入札参加資格がない）とする。

2. 提案内容審査（第二次審査）

(1) 入札書及び提案資料の確認

第二次審査では提出された入札書及び提案資料を確認し、様式集に記載した提出すべき書類が全て揃っていることを確認する。入札書及び提案資料に不備がある場合は失格とする。

(2) 入札価格の適格審査

第二次審査において市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

(3) 必須項目審査

第二次審査では入札参加者の提出した提案資料の内容が、市が必須とする項目（必須項目）を充足しているかを確認する必須項目審査を行う。提案資料の内容が必須項目を満たさない場合は失格とする。なお、必須項目審査の内容は以下のとおりとする。

- 1) 要求水準書の水準が未達でないこと。
- 2) 入札説明書に示す要件及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

(4) 加点項目審査

第二次審査では、必須項目審査を通過した事業者の提案資料に対し加点項目審査を行い、当該事業者ごとに性能点を付与する。性能点は評価項目ごとに4段階で評価し、全体で700点満点とする。加点項目審査の評価項目、評価の視点、配点は、次のとおりとする。

ア 事業計画に関する提案（150点）

評価項目	評価の視点	配点
①事業実施方針	1) 本事業の目的、施設の役割などを十分理解し、事業実施方針について、優れた提案がなされているか。 2) 各構成企業、協力企業の役割及び責任分担、必要人員の確保など、事業実施体制について、優れた提案がなされているか。 3) 本事業の特性を十分に理解し、市が整備する予定の新農業センターと施設整備段階から連携する等、事業者による主体的な事業マネジメントについて、具体的で優れた提案がなされているか。 4) 各業務の品質確保に資する体制、特に開業準備、運営、維持管理段階において、業務品質の低下の兆候を早期に発見して自主的に改善が図られるセルフモニタリング体制及び実施方法や、市のモニタリングに対する協力方法について、優れた提案がなされているか。	50
②資金調達・返済計画	1) 資金調達の確実性と安定性について、優れた提案がなされているか。 2) 毎年度の収支計画の適切性について、優れた提案がなされているか。 3) 不測の資金需要への対応について、優れた提案がなされているか。	30
③リスク管理	1) 本事業に付随するリスク分析及びリスク分担について、優れた提案がなされているか。 2) リスクを顕在化させない仕組みについて、優れた提案がなされているか。 3) リスクが顕在化した場合の対応策について、優れた提案がなされているか。	30
④地域貢献	1) 効果的に市内業者を活用できているか。 2) 市内の業者の活用や資材等の調達、地域における雇用促進など地域経済への貢献について、具体的な提案がなされているか。 3) 地域社会への貢献について、具体的で効果的な提案がなされているか。	40

イ 設計・建設に関する提案（230点）

評価項目	評価の視点	配点
①施設整備の基本方針及び配置計画	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本業務の基本方針に基づいた施設整備の基本方針について、優れた提案がなされているか。 2) 配置計画は、周辺環境や新農業センターを考慮し、安全性、合理性に配慮した優れた提案がなされているか。 3) 本件施設用地内の動線計画（食材搬入、給食の配送・回収、一般車両、歩行者等）は、安全性、機能性に配慮した優れた提案がなされているか。 4) 周辺環境に調和したデザインの提案がなされているか。 	50
②施設整備計画	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本件施設内部において、給食エリアのゾーニング、諸室配置計画、動線計画について、安全性、機能性及び良好な業務環境等の観点から優れた提案がなされているか。 2) 本件施設の構造計画について、安全性や耐震性に優れた提案がなされているか。 	40
③調理設備・備品計画	<ol style="list-style-type: none"> 1) 調理設備・備品計画は、最大9,000食、2献立の調理に対応した具体的で優れた提案がなされているか。 2) 調理設備は想定献立で示す内容を考慮した選定がなされているか。 	40
④施工計画	<ol style="list-style-type: none"> 1) 施工計画、工程計画が適切であり、実効性のある施設整備スケジュールについて、優れた提案がなされているか。 	30
⑤周辺環境への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1) 事業期間にわたり各業務段階において、騒音、振動、臭気、粉塵発生の抑制等、周辺環境への影響を最小限に抑えるための工夫に関して、効果的で優れた提案がなされているか。 2) 工事期間中の交通安全対策について優れた提案がなされているか。 	40
⑥ライフサイクルコスト・地球環境への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1) 事業期間にわたりライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化に繋がる施設整備内容について、優れた提案がなされているか。 2) 建築設備及び調理設備に関する計画は、将来における機器更新や修繕に配慮された提案がなされているか。 3) エコマテリアルの採用、省エネルギー、省資源化などによる環境負荷低減に繋がる施設整備内容について、優れた提案がなされているか。 	30

ウ 開業準備に関する提案（30点）

評価項目	評価の視点	配点
①開業準備計画	<ol style="list-style-type: none"> 1) 供用開始時から質の高い給食提供サービスを円滑に実施するための開業準備計画について、各業務間の連携や市との連携を含め、具体的で優れた提案がなされているか。 	30

エ 維持管理に関する提案（60点）

評価項目	評価の視点	配点
①維持管理の基本方針	1) 本業務の基本方針に基づいた維持管理業務の基本方針について、優れた提案がなされているか。 2) 本件施設の機器トラブル等、緊急時における事業者の業務対応体制や対応方法として、優れた提案がなされているか。	30
②修繕計画	1) 予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止について、優れた提案がなされているか。 2) 建物や調理設備の長寿命化について、優れた提案がなされているか。 3) 本事業終了時における諸手続きに向けた業務体制や引継ぎ等について、優れた提案がなされているか。	30

オ 運営に関する提案（230点）

評価項目	評価の視点	配点
①運営業務の基本方針	1) 本業務の基本方針に基づいた運営業務の基本方針について、優れた提案がなされているか。 2) 実施体制（経験者の配置、欠員への具体的な対応等）について、優れた提案がなされているか。	50
②調理業務	1) おいしい給食の提供及び食べ残しの抑制方法について、想定献立を基にした調理工程例を示し、具体的で優れた提案がなされているか。 2) 多様な手作り給食に対応できる体制や方策について、具体的で優れた提案がなされているか。	40
③衛生管理業務	1) 調理業務において食中毒事故及び異物混入を未然に防止するための具体的で優れた提案がなされているか。 2) 従業員の健康管理・衛生管理、教育・訓練について、優れた提案がなされているか。	40
④配送・回収業務	1) 調理後2時間以内の給食の提供が可能な配送計画について、効率が良く優れた提案がなされているか。 2) 交通渋滞、交通事故等の緊急時の対応策について、実効性のある具体的で優れた提案がなされているか。 3) 周辺環境に配慮した交通安全対策について、優れた提案がなされているか。 4) 学校内での配送・回収業務、配膳業務について、優れた提案がなされているか。	40
⑤食物アレルギー対応食	1) 食物アレルギー対応食の安全性確保について、過去の実例等に基づき具体的で優れた提案となっているか。 2) 将来的に代替食を行う可能性があるが、その際の業務対応体制や対応方法について優れた提案となっているか。	30
⑥食育支援業務	1) 市の考える食育推進の取組み（多様な献立の提供等）について理解し、より充実するような優れた提案がなされているか。 2) 本件施設が市の食育の拠点となるような食育推進の取組みについて、優れた提案がなされているか。	30

(5) 入札価格の得点化方法

入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

- 1) 加点項目審査に進んだ全入札参加者のうち、入札価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である300点を付与する。
- 2) その他の入札参加者の価格点は、第1位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})$

(6) 総合評価値の算定

選定委員会は、加点審査により付与した性能点と、前項の計算式に基づき算出した価格点の合計値である総合評価値の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

第5章 落札者の決定

1. 落札者の決定方法

市は、入札参加資格審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を落札者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価値が同点のとき）は、性能点が最も高い者を落札者とする。なお、性能点も同点の場合は、当該最優秀提案者にくじを引かせて落札者を決定する。

2. 結果及び評価の公表

落札者の決定結果は、各入札参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を市ホームページ等で公表する。

3. 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札参加者が1者であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、入札参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合（性能点が700点中420点未満の場合）は、本件入札は成立しないものとする。